

# 『日本小児へそ研究会』会則

## 第一章 (総則)

第一条 本会は、日本小児へそ研究会と称する。

第二条 本会の事務局を下記におく。

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-2 大阪大学大学院医学系研究科外科学講座小児成育  
外科（事務局代表者：奥山宏臣）

## 第二章 (目的および事業)

第三条 本会は、小児の診療において、へそに関する疾患の治療や、良好な術後成績が得られかつ  
整容面に優れたへそを利用した手術方法など、へそに関連した治療全般について意見交換  
を行い、よりよい治療を患児に提供することを目的とする。

第四条 本会は、第三条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- (ア) 年1回の学術研究会を開催する。
- (イ) その他、本会の目的に沿った事業を行う。

## 第三章 (施設会員)

第五条 会員は本会の主旨に賛同する小児の外科診療を行う施設とする。

## 第四章 (組織)

第六条 本会に次の役員を置く

- |          |     |
|----------|-----|
| (ア) 代表幹事 | 1名  |
| (イ) 会長   | 1名  |
| (ウ) 副会長  | 1名  |
| (エ) 幹事   | 若干名 |
| (オ) 監事   | 2名  |

第七条

- (カ) 代表幹事は、幹事の互選によって幹事会で定められ、会務を統括、執行する。幹事会を招集し、議長を務める。任期は2年とし再任を妨げない。
- (キ) 会長は、幹事の承認を経て副会長が昇任し、研究会を主催する。会長は施設代表者会議の議長を務める。
- (ク) 副会長は、幹事の互選により幹事会で選出され会長を補佐する。
- (ケ) 幹事には、その意思を幹事会に書面で届け出、幹事会で承認された会員がなることができる。連續して3回幹事会を欠席した場合は原則としてその資格を失う。
- (コ) 監事は、幹事会で選出され、幹事会に出席するとともに、本会の会計および事業を監査す

る。

#### 第八条

- (ア) 幹事の任期は2年とし、再任は妨げない。
- (イ) 監事の任期は4年とし、再任は認めない。
- (ウ) 会長の任期は研究会終了までとする。

第九条 幹事会は次の事項を協議し、決定する。

- (ア) 会長、副会長の選任
- (イ) 代表幹事、幹事、監事の選任
- (ウ) 会則の変更
- (エ) その他必要な事業

第十条 幹事会の成立には、構成員の2/3以上（委嘱状を含む）の出席を要する。

議決は、出席者の過半数で決定し、同数の場合は議長が決する。

第十二条 施設代表者会議は、学術集会の際に代表幹事が招集する。幹事会での決定事項を代表幹事が施設代表者会議で報告する。

### 第五章 (会計)

#### 第十三条

- (ア) 施設会員は、年5,000円の施設会費を納入しなければならない。
- (イ) 本会の運営は、施設会費、補助金および寄付金を以て行う。

#### 第十四条

- (ア) 本会則は幹事会の出席者の過半数の同意をもって、これを変更することができる。
- (イ) 本会則の定めのないことについては幹事会において協議決定する。

#### 付則

- (ア) 本会則は、2015年4月16日より施行する。
- (イ) 本会則は、2016年4月14日より施行する。